

指定都市の「令和5年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充 についての要望(通称:青本)」について

1 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望 (通称:青本)」とは

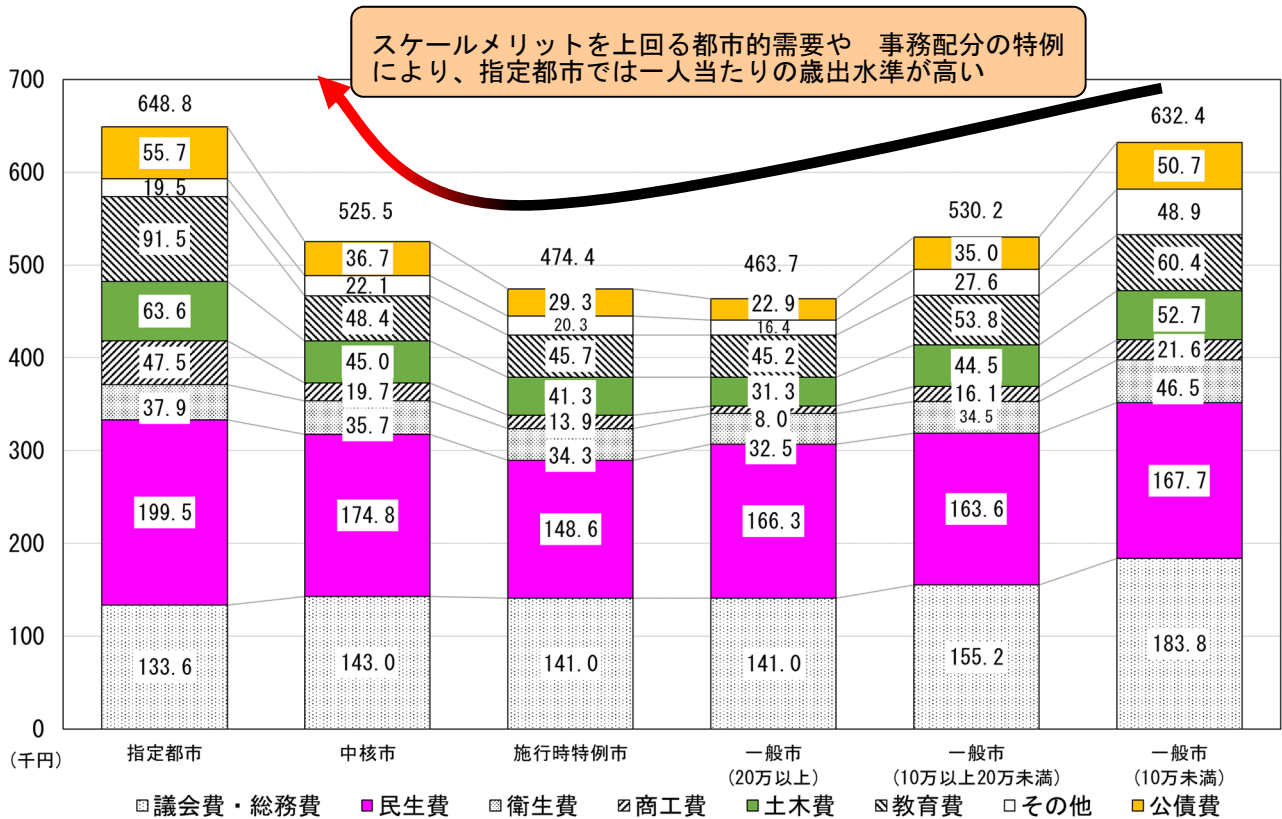
大都市の財政需要に対応した都市税源の強化を図るため、毎年、税財政制度の改正に関して、中・長期的な観点から、指定都市市長・議長の共同要望としてまとめているものです。この青本を使って、主に年末の国予算の編成や税制改正に向けて、例年10月から11月に、幹事市の市長・議長による要望や、各市担当委員会の委員による党派別要望の形で要望を実施しています。

2 青本要望の背景(厳しい大都市の財政状況)

(1) 大都市特有の財政需要による高い歳出水準

一般市では、都市の規模が大きくなるに従い、スケールメリットにより効率的な財政運営が可能になると言われています。しかし、指定都市では、都市インフラの整備・維持や安全・安心の確保、福祉施策など多様な都市的課題などへの対応により大都市特有の財政需要が顕在化し、人口一人当たり歳出額は大きくなっています。

【地方自治体の区分に対応した歳出構造(人口一人当たり歳出額)】



*令和2年度市町村別決算状況調より

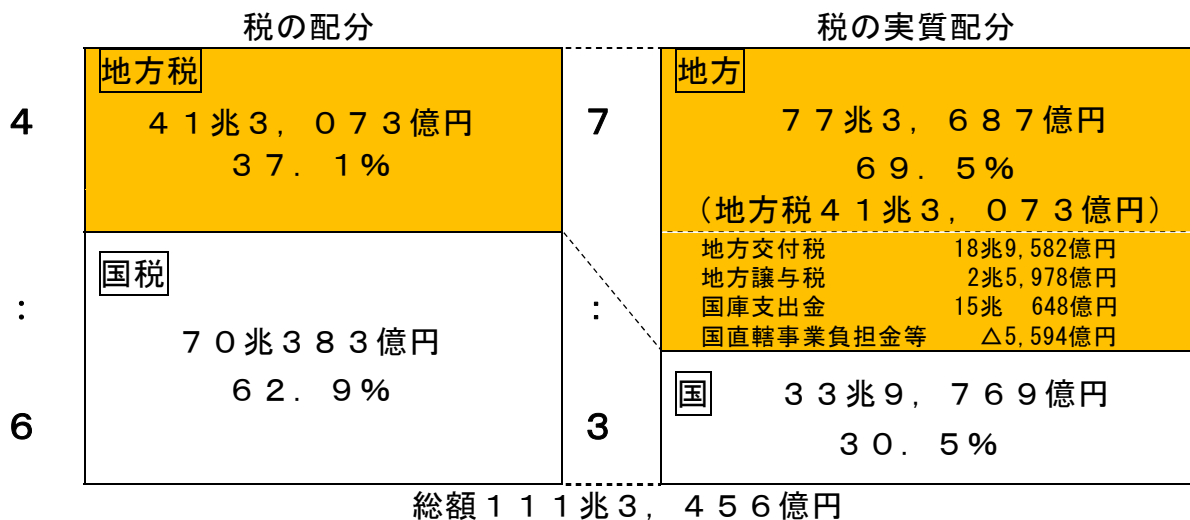
注1 **中核市**: 人口20万人以上の市のうち、政令で指定を受けた市。保健所設置や養護老人ホーム設置認可等の事務について、都道府県から権限移譲を受けて実施することができる。
 注2 **施行時特例市**: 特例市制度廃止(平成27年度)以降も中核市に移行しなかった市。土壌汚染指定区域の指定や土地区画整理組合の設立の許可等の事務について、都道府県から権限移譲を受けて実施することができる。

(2) 配分割合の低い市域内税収

① 国・地方における税の配分状況

現状における国・地方間の「税の配分」は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離があります。

【国・地方における税の配分状況（令和4年度）】

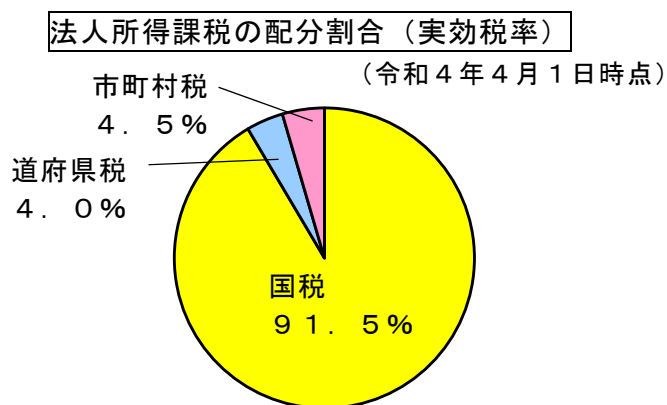
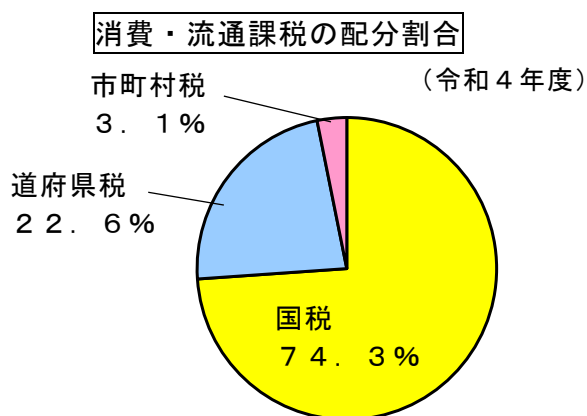


注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

② 都市税源の配分割合の状況

指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えています。しかしながら、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税について、指定都市も一般市町村と同じ配分であるため、配分割合が極めて低くなっています。

【都市税源の配分状況（令和4年度）】



- 注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。
 3 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.5%に過ぎない。
 4 国税のうち消費税の19.5%及び酒税の50%については地方交付税原資とされている。

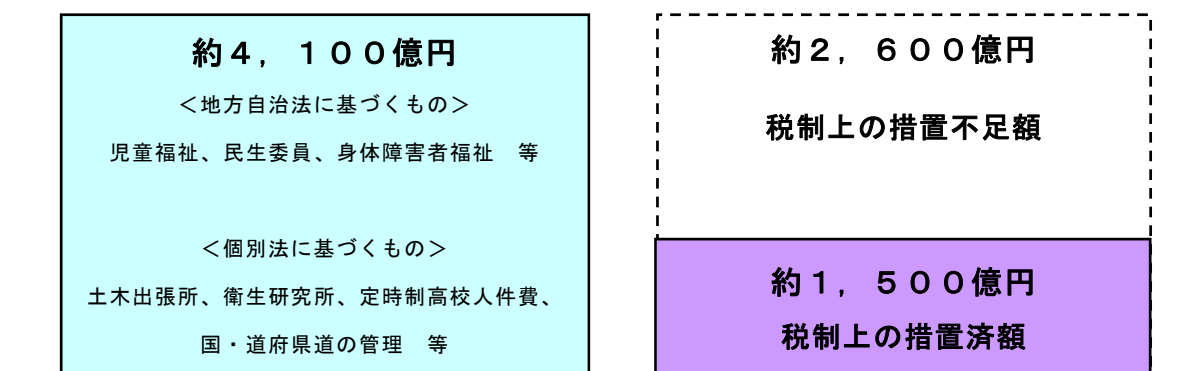
- 注 1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
 2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
 3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。
 4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

③ 大都市特例事務に係る税制上の措置不足

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）を担っていますが、必要な財源については、税制上の措置が不十分です。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生しています。

【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額（令和4年度予算による概算）】



道府県に代わって負担している大都市特例事務に係る経費
(特例経費一般財源等所要額)
注 道府県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。

左の経費に対する税制上の措置

(3) 厳しい財政状況

指定都市では、多額のインフラ整備費が必要であることから、人口一人当たり地方債現在高も突出して高い水準となっています。また、地方債償還額も大きく実質公債費比率は高い水準にあります。一方で、大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率が高いなど厳しい財政状況となっています。



**大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化など
大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要**

3 地方税財政に関する国の動向

<p>令和2年7月17日</p> <p>令和2年12月21日</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（骨太方針）閣議決定</p> </div> <p>※ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、記載内容が絞り込まれた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方歳出水準等、記載のない項目についても、骨太方針2019を踏まえ、着実に実施することとされた <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>3年度政府予算案公表 一般財源総額について交付団体ベースで2年度を上回る額を確保（一般財源総額62.0兆円（対前年度+0.2兆円））するとともに、臨時財政対策債を可能な限り抑制（5.5兆円（対前年度+2.3兆円）） ※令和2年9月に総務省が公表した臨時財政対策債の見込み額は6.8兆円</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに「地域デジタル社会推進費」を計上するとともに、感染症対応業務に従事する保健師の増員や、緊急自然災害防止対策事業費の増額等を地方財政計画の歳出へ適切に計上し、交付団体ベースでの一般財源総額を増額確保
<p>令和3年6月18日</p> <p>令和3年12月24日</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太方針）閣議決定</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政健全化の道筋を確かなものとするため、骨太方針2018で掲げた財政健全化目標（2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化、債務残高対GDP比の安定的な引下げ）を堅持しつつ、本年度内に、感染症の経済財政への影響の検証を行い、その結果を踏まえて、目標年度を再確認する。 ・ 2022年度から2024年度までの地方歳出水準について、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、一般財源総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>4年度政府予算案公表 一般財源総額について3年度を上回る額を確保（一般財源総額62.0兆円（対前年度+0.02兆円））するとともに、臨時財政対策債を抑制（1.8兆円（対前年度▲3.7兆円））</p> </div>
<p>令和4年6月7日</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太方針）閣議決定</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとされた。 ・ 他、項目「国と地方の新たな役割分担」において、新型コロナウイルス感染症対応として行われた国から地方への財政移転について、その内容と成果の見える化を実施した上で成果と課題の検証を進めるとともに、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す、とされた。

4 令和5年度に向けた青本要望について

重点要望事項（案）

税制関係

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

- ・消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- ・地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

- ・大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

- ・道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

財政関係

1 国庫補助負担金の改革

- ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- ・税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

2 国直轄事業負担金の廃止

- ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。
また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ・地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、大都市特有の財政需要を反映させるなど、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。特に、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要や原油価格・物価高騰による内部管理経費の増大を含む各種対応についても、必要な財政措置を行うこと。
- ・地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- ・地方交付税の算定に当たっては、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

5 令和5年度青本（令和4年度作成）の進め方

今年度の青本のとりまとめ幹事市は、堺市となります。

(1) 青本の作成

時期	内容
8月5日	大都市行財政制度特別委員会 (今年度の青本の要望について)
8月中旬頃	財政担当局長会議において原案確定
9月下旬	大都市行財政制度特別委員会 (今年度の青本の提案事項(最終案)等について)
9月末～10月上旬	各市において市長、議長決裁

(2) 税財政関係特別委員会 委員長会議

時期	内容
10月上旬～中旬	党派別要望行動の協議、決定

(3) 要望行動

時期	要望先	要望者
10月中旬～下旬	内閣府・総務省 等	幹事市の市長・議長
10月中旬～下旬	衆議院・参議院総務委員会	幹事市の税財政関係特別委員長
11月上旬～下旬	政党(党派別要望)	各市の税財政関係特別委員

※ 要望行動の実施時期については、現時点での見込みです。今後変更となる場合があります。